

福井県文書館講演

教材で使う史料、学んでほしい史料

青木 美智男*

はじめに

1. 歴史の教科書になぜ史料が紹介されるのか
2. 教科書に載る史料はほとんど変わらない
3. 研究の進展で掲載史料が差し替えられた事例
4. 研究の進展で新たに掲載される史料もある
5. 絵画も貴重な史料の一つ
6. 学んで欲しい史料

おわりに - 画期的な展示に感動 -

はじめに

ただいまご紹介にあずかりました青木でございます。いまご紹介にありましたような人間ですが、本日の主題に入る前に、なぜ私がここに立って福井県の皆さんにお話しをすることになったのか、私と福井県とのかかわりをお話しさせていただきたいと思います。

私は長い間名古屋市に隣接する春日井市に住んでおまして、愛知県の知多半島の突端にあります日本福祉大学で教鞭をとっておりました。じつは十数年前、福井県立博物館が福井県の絵馬、「絵馬」の展覧会を開催し、その展示品の中に、廻船の船絵馬がたくさん紹介されるという情報が入って参りまして、それを現在近世海運史研究をリードされている斎藤善之さん（東北学院教授）と二人で見参りました。すばらしい展示会で、驚きの連続でした。見終わって帰ろうとしましたら博物館の館員の方が参りまして、「ちょっとご相談があるのです」と言われ研究室に招かれまして、そこで話を聞いたのが福井県との関係の始まりです。館員の名を山形裕之さんと申します。

私は勤務していた日本福祉大学が愛知県の知多半島に移った時から、半島沿岸の村々で廻船業を営んでおりました船主たちの文書調査をやっておりました。ものすごく素晴らしい経営文書が出てきて、それを研究員にお招きした斎藤さんが調査・分析された研究報告が大変な評判になっておりました。そのような研究状況を知っておられた山形さんが私たちに相談を持ちかけたのが、南条郡河野村という所に右近家という廻船主の家が公開されているが、そこには膨大な経営文書が残されていて、その文書の整理を一緒にやってもらえないかというお話だったので。

じつはこの年私たちは、全国の廻船史料の所在調査をやるという計画を立て、文部省に科学研究

*専修大学大学史資料室主幹

費を申請しておりました。幸いいただけることになったのですが、申請した2000万円に対して、いただけたのは800万円だったのです。この800万円で全国に存在する廻船関係文書の調査をすることはほとんど不可能です。そこで800万円のすべてを右近家文書の整理に投入することを決断し、調査メンバー全員の了承を得て河野村と連携して調査を開始したわけです。これが私の福井県とのかかわりの始まりです。右近家文書に続いて現在は南越前町の海岸に面しております大谷地区（旧越前国南条郡大谷浦）の庄屋文書である宮川・向山両家の文書整理を依頼され、来年度にはその整理を終わりたいと思っております。山形さんにめぐり合ってから、かれこれ17年近くになろうとしています。

皆さんは北前船といえはすぐ、石川県加賀市にお住まいの牧野隆信先生を思い浮かべると思います。まちがいなく北前船研究の先駆者です。しかし牧野先生お一人では加賀橋立湊を拠点にした北前船主の膨大な量の経営文書を整理・公開することはできません。何十人という古文書が読める大きな組織がなければ不可能です。牧野隆信先生のお仕事は、その膨大な経営文書の一部をお使いになって論文が書かれているにすぎません。その点で巨大廻船主である右近家の1万8000点に及ぶ経営文書を整理して、そこから新たな北前船像を描き出そうという私たちの仕事は、画期的なものだったのです。ですから多くの方々にご活用いただきたいのです。

しかも文書整理の過程で発見された興味深い文書は、隔年で開かれている河野村主催の「西廻り」航路フォーラムの報告にも反映されて、全国の多くの研究者に発信されてきました。そしてさらに文書整理の過程で村に図書館が建設されるさいに、立派な文書収蔵庫を併設するのに合わせて、北前船の航路に当たる日本海、瀬戸内海の沿岸に位置する市町村の自治体史を全部集めて、北前船の一大研究拠点にしてはいかがでしょうかと申し入れましたら、快諾されて村は本格的に市町村史収集に乗り出したのです。こうして北は北海道西海岸から西は大阪までの市町村史がほぼ整っている図書館が誕生し、その部屋を北前船資料室と名づけられました。こんな施設は国内ではないと思います。

重要なことは、北前船の研究をしようと思えば、南越前町の河野図書館の北前船資料室に行かなければ仕事にならないという状況を創り出したという点です。こうした観光と研究が一体となった町おこしの事業が、海運史研究がご専門の皇太子様の耳に入り、福井県にご来県のさい河野の北前船主の館へ来館を希望されたのだと私は思っております。

そういうことで、私は福井県とは長い間関係を持ってきましたが、本日のようなテーマとはなんの関係もないお付き合いでした。その私になぜ今日のような教科書の内容にかかわるテーマで話をするようになったのか疑問に感じる方もおられると思いますので、次に講演を依頼された事情について簡単にお話しさせていただきます。

じつは私は高等学校の日本史の教科書に30代の後半からずっとかかわってきた経緯があります。最初は実教出版社という会社で『高校日本史』という教科書の江戸後期の部分を執筆し、その後ご年配の方ならよくご存知だと思いますが、教科書裁判を起こして執筆の自由を訴えた家永三郎という東京教育大学教授が書かれた『新日本史』（三省堂）の江戸時代の部分を執筆することになりました。そしてさらに三省堂から『詳解日本史』という教科書の執筆を依頼され、つい最近まで編集に携わっておりました。もっとも全然売れませんので高校生には馴染みの薄い教科書です。しかし約30数年日本史の教科書にかかわってきましたので、福井県文書館のこのたびの「授業に出てくる福井の史料」と

いう企画展で私に白羽の矢が立ったのではないかと思います。

ただ高校日本史の教科書執筆者として、その経験をベースにしたお話しをする機会はほとんどなかったもので、今回のテーマに沿ったお話しができるかどうか自信がありません。その点を前もってお断りした上で本題に入らせていただきます。

1. 歴史の教科書になぜ史料が紹介されるのか

皆さんは、小学校から中学校、高校で学び、どんな科目でも必ず教科書を使い学んできました。その点で歴史の授業も同じです。教科書は先生が教える教材であると同時に生徒が学ぶ学習教材でもありますので、大変大事な書物です。ですからできるだけ簡潔でしかも理解しやすいだけでなく、親しみやすいように工夫されているのが普通です。

たとえば多くの教科書では、見開き2ページに、文章の内容を補充するために必ず図版が挿入されているのは、そのためです。日本史の場合とはくに漢字が多用され文章が難解になりがちですので、できるだけビジュアルな誌面構成に努め、最近の教科書は総ページカラーで、じつにきれいになっております。

歴史の学習は、小学校5年生から始まります。過去・現在・未来という区分を十分認識できる年頃になっているという判断からです。そして日本史中心の歴史の学習を本格的に開始するのは中学からで、日本史と世界史が明確に区分されて、日本史のみを学習するようになるのは、高校からです。現在は文部科学省が示す学習指導要領によって、日本史全般を万遍なく学ぶ日本史Bと近現代を中心に学ぶ日本史Aがあって、普通高校では日本史Bを使うのが一般的です。

そのどちらの日本史の教科書にも、数ページに1つくらいの割合で史料が挿入されています。ここが他の教科と大きく違うところですが、それは歴史学は過去の人々が残した痕跡を分析することで成り立っている学問だからで、その痕跡には遺物や、文字が書かれた文書や記録類があるわけですが、遺物を探究する考古学に対して、歴史学は文字で書かれた文章を探究する学問ですから、教科書の叙述を裏付ける史料としては、文書や記録、そして絵画などを紹介するのが普通です。

それは人間が残した無数の痕跡の中から選びだし、歴史の研究に使ってはじめて「史料」として活用されるのであって、使わなければただのモノなのですが、いま使わなくとも、いずれ歴史学の研究対象が大きく変わったとき、非常に重要な証拠として使われる機会が訪れるかもしれないわけですし、過去の人々が残したものはできるだけ大切に保存し後世へ伝えていくことの大切さを伝える機会でもあります。

教科書は主に文章で成り立っておりますので、その歴史の叙述を裏付けている文書、記録、遺物、絵画などは、「こういうものなのです」と生徒たちに紹介することが、歴史叙述の理解を深めるための紹介となるわけですから、新史料が発見されて歴史叙述も変われば、新しい史料が紹介されるのは当然のことなのですが、しかしなかなかそうはいかないのです。

なぜなら歴史学の研究は、史料を探してきて、それをさまざまな角度から十分に検討して新事実を積み上げていくのが常道だからです。それには時間がかかります。このように教科書の叙述や掲載される史料は、とにかく批判に耐え十分吟味されたものでなければなりませんので、こうした観点か

ら、かなりの年月が必要なわけです。

それは、時には有りもしない史料をでっちあげ、歴史が歪曲されてきた歴史があるからです。数年前、旧石器時代の遺物を捏造して、日本列島における人類生存の歴史を遡らせようとした「神の手」事件がありましたことを覚えておられる方も多いと思いますが、史料を捏造するだけでなく、都合の悪い史料は隠蔽する、さらに史料をこの世から消滅させて証拠隠滅をはかるなど、歴史を歪曲するためには、さまざまな手段を講じてきたことは、どの民族の歴史にも付きものなのです。それによって国民が大変悲惨な状況に追いやられることをしばしば経験しているわけですから、史料の扱いは慎重であるとともに、教科書に掲載される史料は確かなものでなければならないのです。

そして歴史をなぜ学習するか、と問われるとき、歴史は「鏡」だからであると古代以来言われてきました。私は昨日、金沢で民衆思想研究会という学会があり、夜遅くまで酒を飲んでいました。今朝起きてホテルの洗面台の鏡で自分の顔を見ると、その冴えない面に愕然とし、「なんでこんなに飲んじゃったんだろうか」と反省しました。もっと高い次元としてこれを扱えば、戦争に敗れた、国は奪われ国民の暮らしはどん底に突き落とされた。だからもう二度と戦争はしないと反省をする。そんな歴史を忘れない。歴史という鏡を見るたびに、戦争はご免だと自戒する。だから戦争体験を語り継いでいく。歴史は「戒めの鏡」であるという観点から、歴史を描き、それを学ぶということになります。しかしそのためには、正しく歴史を描かなければならないわけです。

歴史は「鑑戒」であるという思想は中国古代以来の国家の歴史編さんの原点です。日本においてもその歴史思想で歴史が描かれてきました。平安時代の藤原氏の栄華の時代を振り返った『大鏡』、鎌倉幕府が編さんした『吾妻鏡』、南北朝の内乱期には『増鏡』とか『水鏡』というように、歴史書に「鏡」という文字が使われるのはそのためです。そして同じ立場から徳川幕府は、寛政の改革の事業として『徳川実紀』と名づけた幕府の歴史の編さん事業を開始しました。「実紀」とは「正確に物事の順序を追って書き記す」という意味ですから、ここにも幕府に不都合なことがあっても、包み隠さずありのままに描くという精神が貫徹されているのです。ですから『徳川実紀』は、日本近世史研究では史料として立派に活用されているのです。

ついでながら歴史を描く目的としてもう一つ大事な観点がありますのでお話ししておきたいと思います。それは、「俺の家はこういう長い伝統と歴史を持っているから、今こうあるんだ」ということを証明するさい、それに使われるのが歴史だということです。たとえば徳川家康がなぜ征夷大将軍になれたのか。それは清和源氏か桓武平氏という武家の棟梁の流れを汲む血筋を持つ正統な家だと証明されたからです。それに対して豊臣秀吉はそれを証明できない。周知のように秀吉が公家の養子となって「太閤」（平安時代は摂政や太政大臣の敬称で、後に関白を譲った者の敬称）という天下人のし上がる道を選んだのはそのためです。つまり「貴種」と呼ばれる高い家柄の生まれであることを証明できなかったのです。現在のように選挙によって権力者が選ばれる時代ではないわけですから、どのようにしてそれを証明するかといえば、「血筋」という「歴史」で証明するしかないのです。その具体的表現が「家譜」という家の歴史ですから、歴史はきわめて重要な役割を担っているわけです。

そういう延長線上に私たちの研究史もあります。いろんな研究書を読めば、必ず研究の歴史が書か

れていて、その中に自分の研究を位置づけ、それがいかに重要であるかを主張するのです。つまり、「自分の研究は研究史の中で、一番新しく説得力をもっているのだ」というときに歴史を活用するというわけです。

歴史学は、工学や医学・農学、また商学のような実学に対して虚学です。歴史など知らなくとも食べていけるからです。しかし、にもかかわらずそうではないのです。じつはものすごい影響力を持っているのです。ですから歴史を学び知ることはきわめて重要な事柄なのです。

2. 教科書に載る史料はほとんど変わらない

それでは、日本史の教科書には、どんな史料が載っているのかというと、次に見てみたいと思います。ここで使う教科書は、山川出版社の『詳説日本史B』と三省堂『詳解日本史B』の最新版です。

現在刊行されている日本史の教科書の中で現在一番使われているのが『詳説日本史』です。高校の大半が使っているものすごい影響力をもっております。これに対して『詳解日本史』は、わずか1万か2万部しか使われておりませんから、あまり参考にならないのですが、私書き編集した教科書です。使わせていただきました。それからもう一つ、『詳説日本史』の10年前の教科書です。この3冊を比較して、掲載されている史料が10年後に大きく変わっているか否か、また教科書間で同じか違うかを検討してみることとしました。

教科書は、文部科学省の『学習指導要領』をベースに執筆されていますから、皆同じように見えますが、じつは教科書によって内容はかなり違います。ですから当然掲載される図版や史料も違うであろうと思うのは普通です。次の表1は3つの教科書の近世、つまり江戸時代の章の中に掲載されている史料名ですが、比較してみてください。近世＝江戸時代に限ったのは私が専門に研究し、教科書で執筆した部分だからです。

表1 『詳説日本史B』と『詳解日本史B』の近世部分に載る史料

10年前『詳説日本史B』	現行版『詳説日本史B』	現行版『詳解日本史B』
【戦国時代】 ①家法・分国法 ②自由都市について	①家法・分国法 ②自由都市について	①山城の国一揆 ②自治都市堺 ③分国法
【近世】 ①楽市・楽座令 ②検地条目 ③刀狩令 ④パテレン追放令 ⑤武家諸法度（元和・寛永） ⑥禁中並公家諸法度 ⑦慶安の御触書 ⑧田畑永代売買禁止令 ⑨鎖国令（寛永10・12・13年令） ⑩殉死の禁止令 ⑪武家の窮乏 ⑫海防論	①楽市令 ②太閤検地 ③刀狩令 ④パテレン追放令 ⑤武家諸法度（元和・寛永） ⑥禁中並公家諸法度 ⑦1642年（寛永19）農村法令 ⑧田畑永代売買禁止令 ⑨寛永の鎖国令（寛永12・16年令） ⑩武家諸法度（天和令） ⑪上米の令 ⑫寛政の改革への風刺	①文字丸瓦に書かれた文字 ②惣無事令 ③検地の強行 ④刀狩令 ⑤宣教師追放令 ⑥禁中並公家諸法度 ⑦武家諸法度（寛永） ⑧田畑永代売買禁止令 ⑨鎖国に関する法令（寛永12・16年令） ⑩殉死の禁止 ⑪慶安の御触書 ⑫大名の窮乏

⑬異国船打払令	⑬海防論	⑬一揆禁止の高札
⑭人返しの法	⑭異国船打払令	⑭棚倉藩の赤子養育法
⑮株仲間の解散	⑮株仲間解散令	⑮寛政の改革への風刺
⑯寛政の改革への風刺	⑯人返しの法	⑯異国船打払令
⑰川柳・狂歌	⑰川柳・狂歌	⑰人返しの法
⑱身分制社会への批判	⑱身分制社会への批判	⑱株仲間解散令
⑲貿易論	⑲貿易論	
[近 代]		
①開国前後の落首	①オランダ国王の開国勸告	①ペリー来航予告の和蘭風説書
②日米修好通商条約	②日米修好通商条約	②日米修好通商条約
③王政復古の号令	③王政復古の号令	③王政復古の号令
④五箇条の誓文	④五箇条の誓文	④五箇条の誓文
⑤徴兵告諭	⑤徴兵告諭	⑤徴兵告諭

注 上記は教科書に掲載された史料の表題をそのまま引用した。

3冊の教科書に掲載されている史料名をざっと見て、10年の間でも掲載されている史料があまり変わっていないし、教科書が違っていても史料は異なっていないという印象を持たれたことと思います。違っていても順列の違いくらいです。それは章立ての違いから出る現象です。もっとも注目してよいのは、掲載史料の大部分が幕政関係のものばかりであるという点でしょう。

なぜかといえば、教科書の記述がその時代の中央政府の歴史を中心に書かれているからです。ですから越前福井藩の史料などは載ることがありません。今回の展示で紹介されている戦国大名の「朝倉家拾七ヶ条」は、戦国時代という動乱期で、割拠状態だったから、その分国法とか戦国家法が時代のシンボルとして紹介されるのです。

ですから中学校と高校で私たちは徳川幕府の歴史だけを学んできたのです。いろんな諸藩の歴史も学んだようなつもりでいるのですが、習ったのは幕府の歴史だけなのです。諸藩について述べられているのは、寛政期と天保の幕政改革に連動する藩政改革が成功した事例が紹介されるだけです。たとえば寛政期では後期名君とかかわらせ、天保期では幕末の雄藩の登場の初発として薩摩藩や長州・佐賀・土佐藩の改革が紹介されるだけです。それゆえ当然史料も幕府関係だけが掲載されることになります。しかも10年前とほとんど変わりません。掲載史料の固定化が進行し続けているのです。

なぜこういう現象が起こるのでしょうか。これは執筆者の怠慢ではありません。新しい史実に沿った新しい史料を入れようとする、出版社からクレームがつくことがしばしばあるからです。それは山川出版社でも同じだと思います。出版社の言い分は、「高校の先生方を忙しくするのはですか」ということです。たしかに高校の先生方は、自分の専門の授業だけをやっているわけではありません。クラスの生徒の面倒をみたりクラブ活動の指導に毎日駆り出されているわけです。それはものすごいものです。そういう状況におかれている先生方は、一度使いだした教科書を変えることはめったにしません。高校の場合は高校が採択権をもっていますから先生方の間で相談すれば変えられます。しかしほとんど変わりません、なぜならその都度新しいノートを作らなければならないからです。

それは同じ教科書をずっと使用していても、改訂のさいに記述を大きく変えてはならないことを意味しています。つまり先生方の多忙さが、じつは教科書の内容をも規制しているのだということ

す。もっと余裕のある教員配置が行なわれれば、教科書の内容が日進月歩の研究の進展に合わせて豊かなものになっていくということを物語るのです。

ただ教科書は毎年、全ページの四分の一だけを訂正できるようになっていますので、歴史像を転換させるような新事実や見過ごしてできない間違いが見つかったときは、この四分の一改訂条項を使って文章や図版の訂正を文部科学省に申請します。

それはどうしても変えなければならない時があるからです。先に紹介しましたような、何年か前に東北地方で「神の手」を使って、捏造石器をあちこちにばらまいた事件が発覚したさい、教科書の旧石器時代の記述は大きく変わりました。私はこれは怪しいなど、かなり疑問視していましたので、三省堂の教科書には、本文に入れず「注」で紹介させましたが、それも出版社からは、『詳説日本史』には本文に入りましたので絶対に入れてくださいと言われて、やむなく「注」で紹介したのでした。石器が捏造であることが明るみに出てからは、新聞社やテレビ局への対応など本当に大変でした。急ぎょ四分の一改訂の条項を使って「注」を削除しましたが、私はあの時、責任者として研究が深まって史実が定着するまで待てと決断できなかったことを、いまでも後悔しております。

しかし研究が深まったことで史実を書き換え、掲載されている史料を取り下げ、新しい史料を紹介することもたまにはあります。次にそのような近世での典型的な事例を一つ紹介してみましょう。

3. 研究の進展で掲載史料が差し替えられた事例

下に紹介した史料を読んでみてください。何度か目にされた方がおられることと思います。これは有名な「慶安の御触書」の一節で、10年前の『詳説日本史』（171ページ）の中に掲載されているものです。しかし現在使われている『詳説日本史』にはこの「慶安の御触書」は掲載されておられません。代わって、寛永19年（1640）の農村への法令が紹介されております。しかし三省堂『詳解日本史』には、いまだに載っております。なぜこんな現象が起こったのでしょうか。

慶安の触書（抄）

- 一、朝おきをいたし、朝草を蒔り、昼は田畑耕作にかゝり、晩には繩をなひ、たわらをあみ、何にてもそれぞれの仕事油断なく仕るべき事。
 - 一、酒・茶を買、のみ申間敷候、妻子同前の事。
 - 一、男は作をかせぎ、女房はおはた（苧機）をかせぎ夕なべを仕り、夫婦ともにかせぎ申すべし。然れば、みめかたちよき女房なりとも、夫の事をおろかに存じ大茶をのみ、物まいいり、遊山ずきする女房を離別すべし。
 - 一、百姓は衣類の儀、布・木綿より外は、帯・衣裏にも仕るまじきこと。
- （以下略）

上の史料が「慶安の御触書」というのは大半の方がご存じだと思います。徳川幕府が百姓の暮らしに細部にわたって干渉し、ああやれこうやれと指示した触書として、ほとんどの教科書に掲載される馴染みの史料で、研究上も江戸時代の百姓の暮らしを鮮明に浮かび上がらせることができる重要な史

料として位置づけられてきました。

その史料が、執筆者が東大文学部日本史学科出身者で占められている山川出版社の『詳説日本史』から削除されたのです。高埜利彦さんとか吉田伸之さんという、日本近世史研究を代表する錚々たる研究者たちの決断です。それゆえそれには相当深い理由があったに違いありません。そこでなぜそうなったのかということをお話ししておきたいと思います。じつはこの問題は日本近世史研究の上できわめて重要な問題でもあるからです。

この百姓統制に関する法令は、慶安2年(1649)の2月26日に幕府が出したことになっています。先に紹介した『徳川実紀』の『大猷院殿御実紀』、三代将軍徳川家光の時代の歴史の中に、法令の全文が収録され、はっきりと位置づけているわけです。ですから「慶安の御触書」と名づけられています。

この間、全国的に古文書の調査が進みました。北は津軽から南は薩摩まで村の文書調査が行なわれ、さらに藩政の史料調査も進んでいるいろんなことが明らかになってきたのですが、どこの村の文書、どこの藩の文書、徳川幕府関係の文書を探しても、じつは慶安期に出されたといわれる「慶安の御触書」の現物は見つからないのです。見つかる「慶安の御触書」はどれも、ずっと後に出されたものばかりなのです。多くは18世紀後半か19世紀に入ってから出されているということが明らかになってきました。

じつは明治期の歴史家内藤耻叟が『徳川十五代史』(博文館、1892~93年)の慶安2年の頃で「二十六日 郷村に令す(此の令文尤長文にして、文中いぶかしきことあれば、今は之を刪る)」(新人物往来社、1985年)と述べているように、すでに怪しまれていたのですが、徳川幕府が作った、幕府編さんの歴史書『徳川実紀』に明記されている事柄ですから、あまり疑うことがなかったのです。実紀の編集方針は、逐条的に毎日何があった何があったということを出典を明示して記録していく伝統的な編集方法をとっていますので、じつに詳しい日記体の歴史書です。この『大猷院殿御実紀』の2月26日の項目に幕府の日記、御日記、御実紀と、『條令拾遺』という史料を使って、この記述を入れたと明記されています。誰しも「慶安の御触書」はこのときできたと思ってきたわけです。

しかし『徳川実紀』は徳川幕府の開府直後から編さんが開始されたものではありません。じつは寛政の改革で有名な八代将軍吉宗の孫である松平定信が、幕府の歴史を検証する立場から実行に移した編さん事業でした。そして実際に事業が始まったのは文化6年(1809)です。そこから作業が始まったのです。その点では当然疑ってかかっても良かったのですが、そうならなかったのです。なぜなのでしょう。それは江戸時代の研究上非常に大事な史料として扱われてきたからです。

敗戦後の日本の近世史、つまり江戸時代の研究というのは、あることを目的に研究が発進してきました。それはアメリカを中心とする連合軍は、戦争に敗れた日本を、いまだに半封建社会の国であると見ていました。封建遺制が社会の至るところに存在する国で、それが軍国主義日本を支えてきたと判断しました。そこで日本が再び軍国主義に戻らないためには、日本の社会から封建遺制を払拭するのが第一であると考えました。そして第一に断行したのが農地改革であり、思想的には、日本の国民は半封建的で後進的な民族であるという自覚を持たせるキャンペーンでした。しかも日本もまたアジア的な停滞性の宿命から脱却できず、自力では民主化の可能性はないとまで言われていたのです。

た。それは日本民族の半封建制について論じたアメリカ人のルース・ベネディクト女史が書いた『菊と刀』が、多くの知的文化人たちに共感をもって受容されたことから、その宣伝効果の大きさを伺うことができるでしょう。

しかしそうした連合軍のキャンペーンに対し、たしかに寄生地主という半封建的な性格を強く持つ階層が社会の重要な位置を占めていたことは事実ですが、だからといって、日本にも自力で近代化を模索する歴史があったこともまた事実であり、アジア的停滞性をもって一括してしまうのは問題だとし、民族的な抵抗をする動きが現れてきました。そしてその日本の近代化の過程を歴史に遡って論証する分析が多くの近世史研究者に共感を得たのでした。

そもそも近代社会とは資本家と働く労働者という階級社会が誕生するという意味で捉えられてきました。つまり資本主義社会そのものの姿です。そしてそれが近代社会であることを物語ります。ですから日本にも近代化への道があったかどうかの問題になり、それを生み出すための歴史的条件がどのようなにして封建社会＝日本近世社会の中から生まれてくるのが大きな関心事になります。戦後の日本近世史研究は、究極にはこのことを論証してきたといっても言い過ぎではありません。

結論から申しますと、それには生産の主役である小農民の中から資本家が生まれ、その一方同じく小農民が田畑を放棄して貧しい農民に転落し、労働力を販売する賃労働者が多数発生して初めて可能になるわけです。近世後期には商品生産の発展とともに、幕末にはそうした資本対賃労働の関係の存在が各地で論証されるに至り、マニュファクチャー（工場制手工業）の展開が、繊維産業などで確認されるに至りました。つまり日本は自力で近代化の道を歩んでいたことが実証されたのでした。

そしてもう一方で、資本と賃労働に分解する小農民経営がいつごろどのようにして成立したのかが研究の重要な関心になりました。こうして検地帳への関心が高まり、その分析が各地で行なわれて、村人たちの土地所持高がどうであったかとか、中世的な隷属関係が残存するかどうかなどが大きな問題になりました。そして日本の近世社会は将軍や大名と呼ばれる領主と小農民の間に介在する中間的な搾取者が排除された純粋な封建関係が成立して、「百姓」＝「小農民」は彼らが土地を所持し、生産手段としての農具を所有して田畑を耕す、領主はそのような百姓から直接年貢を取る、そういう社会が全国的に成立したことが証明されるようになりました。

こうしたことを理論的にも実証的にもリードしたのが、太閤検地封建革命論を提示して歴史学界に大きな問題を提起した安良城盛昭さんであり、小農自立論を展開された佐々木潤之介さんでした。とくに佐々木さんは、小農の経営規模やそれが全国的に確認できる道筋を明解に示され、その後の近世村落史研究の基盤を確立し、たいへん大きなお仕事をされた点で、忘れてはならない研究者の一人です。いま近世史を研究するほとんどの方々は、江戸時代の百姓は、小農民であるということをなんの疑いもなく容認して村落史の研究をされています。それは深谷克己さんをはじめ、水本邦彦さんや渡辺尚志さんなど、現在の日本近世村落史の研究をリードしておられる方々も、すべて佐々木さんの小農民論をベースにして論理を組み立てられています。

しかしスムーズに小農民が中心の村落が生まれたわけではありません。また日本近代の村落は寄生地主制という半封建的な土地所有制度が厳然と存在したことは事実ですから、小農民が資本家と労働者に分解してスムーズに資本主義社会が形成されたわけでもありません。ですから日本の近世社会＝

江戸時代は領主と小農民という純粋な封建的な関係だったとしても、それはきわめて脆弱なもので、小農民の農業経営は常に不安定な状態でした。そこで所持する田畑を、大きな田畑を所持する村方地主に質入を繰り返しながら成り立っていたのです。

ではなぜそうなったのかということが学界では大きな関心事になりました。それに道筋をつけたのが佐々木さんでした。佐々木さんは、それを豊臣秀吉が天下統一の過程で大名たちに賦課した過酷な軍役が、順調な小農民経営の形成を妨げ、徳川家康が関が原の戦い以後、豊臣氏滅亡のための諸大名に課した軍役が小農民経営を中心とする村落社会を危機的な状況にまで追いやったと見ました。

具体的にいえば秀吉の朝鮮侵略、家康による大坂の陣への軍事動員は、諸大名にとってきわめて過酷な負担となりました。徳川家康が征夷大將軍となり、すぐそれを二代將軍秀忠に譲り大御所となって断行したのは、豊臣氏を滅亡させることでした。そしてそのため何を諸大名に賦課したかといえば、駿府、丹波篠山、山城亀山の築城、彦根城や長浜城の改築、そして最後に尾張名古屋への築城です。これらは皆西国・北国の諸大名を動員しての建設です。諸大名はものすごい失費を強いられて家康の命に従いました。こうして名古屋城の完成を待って大坂の冬の陣を起こしたのです。しかし重要なことはそのさいに負担は誰が担ったのかといえば、それはみな領民であり、ようやく経営を安定させようとした小農民だったのです。

そしてこの疲弊しきった小農民たちを襲ったのが寛永の飢饉と呼ばれる大凶災だったのです。この小農民経営の危機は、年貢を最大の財政基盤としている幕府や諸大名に危機感を募らせました。こうして幕府がまず断行したのが、過酷な軍役規定の緩和でした。これが慶安期に出された軍役令でした。これによって小農民への負担が軽減され、ようやく経営の安定が保たれるようになった小農民の暮らしの全般に干渉して出されたのが「慶安の御触書」だったというのです。ですから「慶安の御触書」は、日本近世社会の生産の基礎をなす小農民経営が満面開花した時代を象徴づける法令ということになります。

佐々木さんのこうした小農民成立論には、さまざまな批判がありました。しかし寛永の大飢饉という危機を乗り越えて幕藩体制が確立した時期として慶安から寛文期を設定するという学説は、その後各地で論証され、佐々木さんが書かれた中央公論社の『日本の歴史』15巻「大名と百姓」（1966年）の中で具体的に描かれ一般的にも認められていったのです。ついでながらその確立を幕藩制の政策として位置づけられることを論証したのが深谷克己さんの『百姓成立』（塙書房、1993年）です。

しかしその後、佐々木さんの論拠となった慶安の軍役令に関して、その発布の有無に疑問が出され、慶安の軍役令の存在が否定されました。そしてさらに先ほど延べましたように「慶安の御触書」についても慶安期に出されたものではないという有力な論証が発表されて佐々木さんの学説への疑問が深まっていったのです。

それは現在信州大学にお勤めの山本英一さんが『慶安御触書成立試論』（日本エディタースクール出版部、1999年）のなかで詳しく論証されておりますので、それを読んでください。山本さんの調査によれば甲府藩、元禄時代の甲府藩主である後の六代將軍の徳川家宣の時に、「百姓身持の書付」という法令を出しました。それが元禄10年（1697）のことで、この内容が「慶安の御触書」にそっくりなのです。ほとんど変わりません。これを後に見つけられ、19世紀に入って百姓一揆は頻発し、村内

では村方騒動が各地の村で起きる状況の中で、これを世に出すことによって権現様の時代に戻そう、というふうに発想した人物が流布させたのではないかと考えられるというのです。とくに文政13年(1830)に美濃国の岩村藩で木版が出されて、以後当時の幕府藩領主たちにとって期待される百姓像として流布したのではないか、というわけです。ですから「慶安の御触書」はこの時期以降に木版物や写本が各地で発見することができると言われるのです。

ではなぜ元禄時代に出された御触書に、「慶安」という半世紀も前の年号がつけられたのかということになりますが、これはおそらく『徳川実紀』の編集の中心人物である大学頭林述斎が、先ほど紹介しました美濃国岩村藩主松平乗蘊(のりもり)の三男であることと深く関係していると思います。『徳川実紀』は、松平定信の建議に基づいて、文化6年(1809)に編さんが始まり、天保14年(1843)に完成したものです。「百姓身持の書付」を慶安という時代に位置づけたのは、他にもない林述斎です。それが彼が生まれた岩村藩から版行されるとき、『徳川実紀』の記録に倣って「慶安の御触書」と名づけられたことは十分考えられることと思います。

こうして「慶安の御触書」の発布年代が揺らぎ、それがかなりの説得力を持っていると判断して山川出版社は、それに近い内容の寛永19年(1642)の飢饉のとき出された法令に切り替えたのです。それは次のようなものです。

一六四二(寛永十九)年の農村法令

一、祭礼・仏事など結構に仕るまじき事、

一、男女衣類の事、これ以前より御法度の如く、庄屋は絹紬・布・木綿を着すべし、わき百姓は布・木綿たるべし、右のほかは、えり・帯などにも仕るましき事、

一、嫁取りなどに乗り物無用の事、

一、似合わざる家作、自今以後仕るまじき事、

(以下略) (「御当家令条」)『詳説日本史』168ページ

というものです。「慶安の御触書」の内容と重なるところもあるので、これに代えたのでしょう。

しかしだからといって佐々木潤之介さんの学説がまったく否定されてしまったのではないのです。慶安の軍役令の存在を否定した方々や、慶安期に「慶安の御触書」が出されたことに疑念を出された山本さんは、佐々木さんのいう慶安-寛文期の小農民満面開花説まで否定しているわけではありません。それは全国各地での分析で、ほぼこの時期であるという実証的成果が存在し、佐々木説が一般的に裏づけられているからなのです。

しかし『詳解日本史』の執筆者である深谷克己さんは、まだ慶安に出された可能性がある、とされていますので、依然として「慶安の御触書」が掲載されているのです。こうなりますと、教科書によって史料の価値判断が違ふということになります。こうしたことが一番大きな問題となるのは、大学入試での問題作成の場合です。大学では、受験生によって学んだり学ばなかったりする場合を考慮して、学説上大きな議論になっているような史料については出題しないのが普通です。

4. 研究の進展で新たに掲載される史料もある

多くの方々は日本史の教科書が文部科学省の学習指導要領に沿って書かれているので、皆同じような記述であるように思われるかも知れませんが、じつは同じ歴史事象を取り上げても評価が違えば、記述の内容が異なることがしばしばあります。

そんな中で最近の新たな研究成果として、私たちの教科書『詳解日本史』でいち早く掲載した史料を紹介しておきましょう。

先にあげた史料掲載の表の『詳解日本史』の②に「惣無事令」とあります。これはなんだと思われるかも知れませんが、豊臣秀吉が天下統一のさいに大名へ向けて出された法令の一つです。この史料を真っ先に注目したのが戦国史研究の第一人者である藤木久志さんです。『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、1985年）という研究書をお読みになられた方もおられると思います。そこで「惣無事令」とはどんな史料か、『詳解日本史』（140ページ）から引用しておきましょう。

<p>惣無事令 関東・奥兩國迄惣無事の儀、今度（徳川）家康に仰せ付けらるるの条、異議有るべからず候、 十二月三日 多賀谷修理進とのへ （秀吉花押） 〔秋田藩採集文書〕原漢文</p>

というものです。「関東、奥兩國まで惣無事の儀、このたび家康に仰せ付けらるるの条、異議有るべからず候」と書かれておりますので、「惣無事令」と呼ばれています。しかしこれは全文ではありません。そこで全文を原文のまま紹介しておきましょう。出典はいずれも、歴史学研究会編『日本史史料』3 近世（岩波書店、2006年）からの引用です。

対石田治部少輔書状、遂披見候、関東・奥兩國迄、惣無事之儀、今度家康ニ被仰付候条、不可有異儀候、若於違背族者、可令成敗候、猶治部少輔可申候、

十二月三日
多賀谷修理進とのへ
(花押)

というものです。これは「秋田藩採集文書」の中に収録されている文書ですが、同様の文言の同日付の秀吉直書が二通存在することが分かっております。一通は『福島県史』七所収の白土右馬助宛、もう一通は『大日本古文書』伊達家文書三所収の片倉小十郎宛です。しかしこの二通は石田治部少輔（三成）ではなく、いずれも秀吉の側近であった富田知信（一白）です。そしていつ出された文書かという点については、天正14年、同15年、同16年説があります。

この秀吉の直書は、石田治部少輔（三成）に対して出された書状が添えられていて、それをよく読み、その上で関東と奥兩國（陸奥・出羽）に家康を通じて惣無事令を出したから遵守し、もし違反すれば成敗する。なお三成がその旨申し渡してあるという二重の脅しの内容になっておりますが、これ

が「惣無事」という言葉が出てくる最初の史料です。『詳解日本史』は、その「惣無事」という熟語のみを紹介するために、その部分だけを引用したものです。しかしそうしてしまうと、この文書が持つ秀吉の意気込みの強さは見えてきません。

では教科書では、「惣無事令」はどのように説明されているのでしょうか。『詳解日本史』の織豊政権の部分を担当した池上裕子さんは、「豊臣政権の成立」の中で、次のように書かれています。

1584（天正12）年、秀吉は、徳川家康と尾張の小牧・長久手で戦ったが講和し、1585（天正13）年に長宗我部元親をやぶって四国を支配下に入れた。さらに秀吉は、朝廷に接近して関白に任ぜられ、1586（天正14）年には太政大臣となり、豊臣の姓をあたえられた。秀吉は関白の地位を利用して天皇から全国の支配権をゆだねられたと称し、戦国大名どうしの戦争を私戦であるからただちに停戦し、領土争いは秀吉の裁定にしたがうように命令した（惣無事令）。そして、これに抵抗した九州の島津義久を1587（天正15）年に屈服させ、1590（天正18）年には小田原の北条氏政を滅ぼし、ついで奥羽を勢力下におさめて全国を統一した。

というものです。この文章の流れからいえば、先に紹介した関東の国人である多賀谷修理進に出された秀吉の直書について、池上さんは天正14年説の上に立って説明されているように見えますが、じつはそう読んではいけないのです。この秀吉が関白の地位を利用して「戦国大名どうしの戦争を私戦であるからただちに停戦し」、領土争いは秀吉の裁定にまかせよという文章の根拠は、天正13年（1585）10月2日に、島津義久に出した秀吉の次のような直書の内容にあります。それは次のようなものです。

就勅定染筆候、仍関東不残奥州果迄被任倫命、天下静謐処、九州事于今銚楯儀、不可然候条、国郡境目相論、互存分之儀被聞召届、追而可被仰出候、先敵味方共双方可相止弓箭旨、叡慮候、（以下略）

という文言ですが、この秀吉直書には、「惣無事」という言葉はどこにもありませんが、天皇の名による私戦停戦令と受け止められ、これが「惣無事令」の具体的な内容であるとして、上記の教科書の文章の末尾に（惣無事令）とあるのです。

いずれにしても藤木さんが、九州への停戦命令には、「惣無事」なる言葉はなかったが、翌年末に関東と奥羽に出された同様の趣旨と読める秀吉の直書に「惣無事」と使われていることから、「惣無事令」と名づけ、それを秀吉による「平和令」と解釈して、それが全国統一にもつ重大さを明らかにされたことの意義は大変大きく、非常に早く教科書に反映されたのでした。

なぜならこれまでは専ら武力討伐の側面という専制的権力行使のみが強調されがちだった秀吉による全国統一の過程に、私戦停止と領土裁判権による調停に背いた場合のみ武力討伐を断行するという政策の存在を明らかにすることによって、統一過程に新たな光を当てたからだと思います。

全国各県で行なわれた県史や市町村史編さんは、地域に埋もれていた新史料の発掘に大きな役割を果たしています。『大日本古文書』の中の島津家文書や伊達家文書などの既刊の史料だけでなく、「秋

田藩採集文書』や『福島県史』などに収録されている新史料を丹念に調査し、少なくとも陸奥南部から北関東の小領主にまで出されたことを明らかにし、それらを結びつけることによって新たな史実や評価を浮かびあがらせ、当時の歴史像を豊かにできるようになったことは、重く受け止めておくべきでしょう。

ちなみに秀吉は、なぜ武家の棟梁となり征夷大將軍に就任しなかったのでしょうか。それはあまりにも出自がはっきりしていて、尾張国愛知郡中村の百姓の子に生まれたという事実を覆し、源氏や平氏の流れに血筋を組み込むことができなかつたため、公家の養子となり朝廷の権力を利用する道を選択したわけですが、これまでその事実と全国統一の方法を結ぶには至っていなかつたわけです。その点で藤木さんの功績はたいへん大きいと思います。

ついでながら、紹介しました「惣無事令」が収録されておりました「秋田藩採集文書」は、周知のように、常陸国の戦国大名佐竹氏が、関が原の役後左遷されたのが出羽国久保田（現・秋田市）ですから、藩の家臣たちが転封先まで持ってきた常陸時代の文書を調査し書き留めたもので、戦国時代の関東地方を知ることができる貴重な史料群の一つです。

5. 絵画も貴重な史料の一つ

じつはもう一つ、教科書の中には文字史料ではないのですが、それと同等な重要史料として扱われる教材があります。それが絵画です。そこで福井県が生んだ歴史上の人物の中で、教科書に登場する人は何人くらいいると思いますか。勘定されたことがございますか。高校の日本史の教科書にまったく登場しない県もありますから、数えるほどと言ってよいでしょう。

すぐ思い浮かべるのは、戦国大名の朝倉孝景、義景です。そして小浜藩の侍医杉田玄白、幕末の越前藩主松平慶永（春嶽）、安政の大獄で処刑された藩士橋本左内、五箇条の誓文を起草した由利公正などの名が即座に出てくるとは思います。福井県はまだ良いほうで国宝のない県がいくつもあるのと同じです。その点で先に述べましたように教科書では中央の歴史を習っていると言ってよいでしょう。ですから織田信長や秀吉、家康、そして坂本龍馬や西郷隆盛のことはよく知っていますが、家の歴史や自分の生まれ故郷の歴史はまったく分からない、こんな学生がいっぱいいます。文部科学省は学習指導要領の中で地域史の学習に力を入れよと、しばしばその大切さを述べていますが、そんなこと覚えても受験勉強にはまったく役に立ちませんから、だれも地域史に踏み込まないのです。

たしかに、長い間全国各地で編さんされた郷土史の多くは、中央の歴史の追隨的関心から描かれてきました。たとえば、この村から尊王の志士が出たかどうかということが最大の関心事で、志士発掘に力が注がれる。それが名誉だと思われてきましたので、中央史の地方版を編集してきたようなものですから、やむを得ない側面もあったのです。

ただ先ほどの「百姓身持の書付」は甲府藩で出され、後に「慶安の御触書」として全国版に切り替えられ、あたかも幕府の重要な農民統制令と位置づけられたように、地域的法令が中央を動かすことなどたくさんありますので、地域史を見過ごしてはならないのです。

その中で福井県人の皆さんによく知られているのが、かの有名な杉田玄白です。そして彼の翻訳である『解体新書』は、今回のこの企画展の目玉です。すごい仕事ですね。『ターヘル・アナトミア』

の翻訳作業の過程を後に回顧した『蘭学事始』を読んでいると驚きの連続です。間違いなくこの仕事は、日本の近代医学の幕開けをなす画期的な業績です。ですから教科書には必ず紹介され、一緒に翻訳作業にかかわった前野良沢と中川淳庵、桂川甫周の名は覚えさせられるのです。

その杉田玄白ゆかりの小浜市に住む市民を主人公にしたNHKの朝のホームドラマ『ちりとてちん』を楽しく見させてもらいましたが、不思議なことにこのドラマには杉田玄白のゆかりの地であることなどまったく出てこなかったように思うのですが、いかがですか。たしかに玄白は江戸の小浜藩邸生まれで、小浜市民とはかかわりが薄いかもしれません。そのためなのでしょう、駅前前の病院の前の公園の杉田玄白の銅像は、見過ごして通り過ぎてしまうほどすごく小さく、市民の方はほとんど関心がないのかなと疑ってしまうほどですから、朝のドラマには関係のない存在なのかもしれません。しかし本当にそれでよいのでしょうか。

その点でやや救われるのは、福井県立若狭歴史民俗資料館の展示くらいです。しかしそれも東小浜駅という古代若狭の歴史を偲べる国宝の寺社群が存在する観光地の玄関口としては、なんとも寂しい駅からけっこう歩く場所にあって、そこまで足を運んで初めて玄白の存在を知る程度の扱いでしかないのです。これは大変残念なことです。

この『解体新書』の表紙を載せている教科書がいくつかあります。『詳説日本史』には入っておりませんが、『詳解日本史』には入れてあります。なぜなら非常に大事な史料と判断したからです。

教科書に紹介される絵画は、本の扉の口絵にカラーで入っていますが、この口絵の絵画を史料として授業で使うことはほとんどありません。先生たちが使わないのではなくて使えないのです。先生方がなぜ使えないのかといえば、多くの大学では日本文化史という授業がありますが、そこでまともに美術史を学んでいないからです。とくに史学科には必ず文化史の講義がありますが、そこで学習するのはせいぜい日本仏教史であり、日本思想史ぐらいでお茶を濁すのが普通です。ですから文化史を学んでいるわけではありません。なぜなら文化史研究の専門家がないからです。

また日本美術史の講義では、絵画の特色と作家論を学ぶ程度です。しかもパワーポイントなどを使ってさっと作品を見せ通してしまふのが普通です。その時はあっと驚きますが、すぐ忘れてしまいます。文化というのは生活の営みそのものですから、それとからんだ美術史でなければ興味がわきません。たとえば、なぜ多くの絵画が屏風に描かれているのか、どうして掛け軸ばかりで、額縁の中に入った絵画がないのか、と人々の暮らしと絵画の関係へと話しがはずめば、生徒たちはもっと美術史に関心を持つはずなのです。そして書であるとか、茶道であるとか、華道であるとか、こういう話ができなければ文化史は楽しく教えられないのです。

ところが先生方は大概そういう学習をしないで教員試験に合格します。学んだ知識は大学受験の域を出ておりませんから、自分が高校で学んだことと同じことを繰り返す。文化人の名を教える、仏像の名前を教える、難しい本の名前を覚えさせる。これだけを生徒たちに押し付ける。だから生徒たちは面白くない。そして文化史がいちばん嫌になるのです。大学入試でちょっとひねくれた問題を出すと全然できない。ところが他の分野はみんなよくできる。政治史や経済史などはできるのです。

ところが30代を過ぎて、40代ぐらいになると、どういうわけか文化が好きになるのですね。旅に出る。そうすると京都をまわり奈良にも立ち寄ってこようとする。あれはみんな参詣に行ってい

るのではないのです。神仏に祈る参拝に行っているのではないのです。法隆寺になぜ行かれるのですか。斑鳩の里を散策しながら、古代の世界に想いをはせるからでしょう。

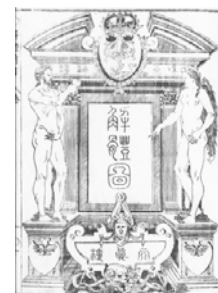
東京の国立博物館で有名な仏像の展示会がありました。奈良は薬師寺の「日光・月光菩薩展」ですが、初めて仏像の全体を鑑賞できる展示方法が採用されました。私はその神々しさにうたれて、ついポケットからお金を出して手を合わせてしまいました。それほど美しかったのです。しかし仏像の前には「浄財」と書かれた箱は置いてありませんでした。なぜなら古代日本の芸術を鑑賞するために展示されているからです。参拝料ではなく拝観料を払って見に来ているのです。芸術品として文化財として拝観しているのです。

江戸時代にはそんな参観に行くような恐ろしい人はおりませんでした。みな参拝に行ったのです。日本にこういう時代がやってくるのは大正時代ぐらいからで、仏像への見かたが大きく変わります。修学旅行でみんな奈良や京都へ行きだすころです。そして哲学者の和辻哲郎さんが1918年（大正7）に『古寺巡礼』（岩波文庫、1979年）を書き、奈良の諸寺を巡って仏像の鑑賞を勧めるようになりますが、仏像にそんな関心を持ち出すのは30代か40代に入ってからで、いまの修学旅行が奈良や京都を敬遠したのは、生徒たちには少しも面白くないからです。

ですから美術館の観客の大多数は40代、50代、そして女性が圧倒的に多いのです。なぜなのでしょう。このころになって初めて「いいなあ」と思うようになるからなのです。だって着物の柄にも身の回りに装飾品にも描かれているのは、伝統的な絵柄です。光琳模様ではないですか。高校生の時は強制的に教えられ覚えた尾形光琳が描いた花や鳥の模様、いまの女性たちも身を包んでいるのです。そして本当の美しさが分かる社会的経験を経ているからです。

しかしもっと前から分かってもらわないと困るのです。ところが先生方に文化史の面白さを理解させる機会がほとんどありませんでした。わたくしは一番大事なことは、実物を見ることであると思います。本気で日本史の先生になろうと思うなら、学生時代に奈良や京都をはじめ、全国の美術館をめぐるって実物と対話して欲しいと思います。そんな機会をできるだけ持って欲しい。尾形光琳が描いた「燕子花図屏風」という絵がきまって教科書の口絵に載っておりますが、教科書の大きさに制約されて全然迫力がありません。しかし東京の根津美術館で6月だけ公開される実物を一度見ていただければ、その大きさと迫力に圧倒されてしまいます。そしてこれは非常に装飾性の高い絵画であることを思い知らされます。それを生徒に教えるとき、先生が見ているかいなかでは、説明がまったく異なると思います。一度でも実物を見ていれば、作品の大小にかかわらず、その美しさに感動した経験がかならず授業に反映されるはずですから。

そこで今回の展示会で紹介された『解体新書』の扉絵について考えてみましょう。現在そこに実物が展示されていて、それを鑑賞する機会を得ているからです。それが教科書に掲載されると、ここに紹介しましたように、こんなに小さくなってしまいます。しかしこの扉絵は美術品ではありません。そこでどんな意図があつてこの図版が掲載されているのか、教科書にはどんな説明がなされているのでしょうか。『詳解日本史』の説明を読んでみましょう。



『解体新書』扉絵
福井県立図書館画像提供

解体新書 この表紙と解剖図は、平賀源内に洋風画を学んだ秋田藩士の小田野直武がえがいた。

と書いてあります。これは私が書きました。この説明によって『解体新書』がどんな人々によって世にだされたのかということを考えるきっかけとなるからです。そうするとこの扉の絵は史料として生きます。つまり杉田玄白と前野良沢（中津藩）、中川淳庵（幕臣）、それに先ほど紹介しました桂川甫周などが翻訳に携わったことは周知の事実ですが、『解体新書』の真髓は、原書名が『解剖図譜』という名の通り、人間の内臓や骨格を克明な写実をもって描いた図版にあるわけですから、それを誰が描いてくれるかが大きな問題になるわけです。「解剖図」は付図として『解体新書』が刊行される前年に世にでますが、こんな怪しげな物の出版は許されないと幕府の忌避に触れる危険性をもっていたため、試みに刊行したのですが、手にとってお分かりのように、ものすごく細密な図ですね。では誰が描いたのかと、どなたも興味を持つことと思います。

それに答える説明が、先ほどの教科書の文章です。このころ杉田玄白や前野良沢の友人に平賀源内というマルチ人間がいました。平賀源内はみなさんご存知のように、本草学（博物学）者として優れた実績をもっておりますが、当然国内の動植物や鉱物だけでなく外国のそれにも深い関心をもっていましたから、蘭学者にも接近し、さらに自らもオランダ語をマスターしようと長崎に出向きました。そこで源内はオランダ語の方はだめでしたが洋風画、つまり油絵の技法をマスターしました。その実力は、かの有名な「西洋美人図」を見れば、かなりの力量の持ち主であることをお分かりいただけると思います。

その源内が出羽秋田藩からの依頼で鉱産資源の開発に秋田に出向いたこともよく知られた話ですが、しかし新たな金銀山の開発は思うようにいきませんでした。ところが源内はここで長崎で学んできた洋風画を秋田にもたらしたのでした。それは九代目藩主佐竹義敦までもが曙山なんていう画号をつけるほど夢中になり、花鳥画などを描かせれば見事な出来ばえで、領内の流行はかなりのもので、ついに秋田蘭画と独自の画風をつくりあげたのです。その中の一人に、秋田藩の角館城代の家臣だった小田野直武という人物がおります。彼は藩の鉱山方吟味役の立場で源内と交わり、源内から教えを受け、源内にその技量が高く評価されました。そして源内は直武を玄白に推挙したのでした。杉田玄白はその進言に従い、「じゃあやらせてみようじゃないか」となんのためらいもなく直武にまかせることにしたのでした。玄白と源内の関係はそれほど親密で、玄白は源内の力量を高く評価していたのでした。

直武は玄白らの期待に応えられるだけの力量の持ち主でした。きわめて正確に『ターヘル・アナトミア』に収録されている解剖図を模写することに成功しました。

つまり、この扉絵の説明を通して、『解体新書』の完成は、ただ杉田玄白など蘭学者たちの努力だけでなされたものではなく、彼らを取り巻く本草学者の源内や、その教えを受けた秋田蘭画の人々の協力によってはじめて可能だったのであり、さらに付け加えれば、小浜藩主酒井氏が大枚をはたいて『ターヘル・アナトミア』の原書を玄白に買い与えたことがそもそもの発端で、この偉業を可能にしたのです。その意味では江戸後期という時代の文化的力量の結晶であったと言うことを分かってもらえると思うからです。

6. 学んで欲しい史料

これまで教材として使われる史料は、研究の進展で消えてしまった史料や、逆に新たに掲載される史料もありますが、しかしそれでも基本的にはあまり変わらないということと、史料の大半は本文の流れを説明する補助教材として掲載されますから、中央の歴史に関係するものが中心とならざるを得ず、地域の史料がほとんど紹介されることがないとお話ししてきました。

しかしこの県文書館の隣りにある福井県立図書館に行って郷土資料のコーナー前に立ってどう思いますか。ものすごい数の地域史関係の図書や資料が配架されております。さらに貴重なものは書庫に納められているのです。どうしてこれをもっと教育に活用しないのか残念でなりません。おそらく受験に出ないような授業をやっても力が入らないからでしょうが、もったいないですね。身近な史料を使ってもっと豊かな授業ができるのと思うことがよくあります。

それから多くの研究者にありがちなのですが、誰も見たことのない重要な文書を発見して人を驚かす、なんていつも思っておられる方が意外に多いのです。しかし歴史研究の真髄は、誰でも手に取って見ることができる史料を使って、これまでにない新しい歴史像をつくることにあるのです。たとえば、杉田玄白の『蘭学事始』など、みんながいつでも読むことができる史料でしょう。そこから今まで見えなかった歴史を描くなんてすてきじゃないですか。みんなが使っている史料だから俺は新しい発見ができないんだなんて絶対思わないでいただきたいのです。

私は学生時代、恩師の木村礎先生に連れられて村落へ出向き古文書調査ばかりしておりました。そしてそこで発見した誰もみたことのない古文書を使って論文を書いてきました。それは右近家文書や大谷浦の宮川・向山文書の調査を通して、いまもまだ続けております。しかしそれだけでは豊かな村落史も民衆史も描けないと思い、この間いろいろな近世文芸の著作にも関心を持ってきました。しかしまったく歯が立たない文芸書もありました。たとえば洒落本とか黄表紙の類です。とくに洒落本は吉原の世界を知らないものですから、何を言っているのかさっぱり分かりません。いまでもそうです。

しかし江戸の庶民が主人公の文化文政期の戯作は、かなり理解できますので、これらで刊行されていて誰でも読めるものを手当たり次第読みまくりました。そして最近出版したのが『深読み浮世風呂』（小学館、2003年）です。これはまちがいなく式亭三馬が書いた『浮世風呂』と『浮世床』を読んで、そこから文化文政期の江戸庶民が何を考え行動していたのか、ということを描いたものです。

式亭三馬という戯作者は、近世文学史ではものすごい評判が悪い滑稽本作者です。それは一番仲の悪かった滝沢（曲亭）馬琴が、『近世物之本作者部類』（八木書店、1988年）という戯作者評伝を書き残しましたが、そこで三馬を駄目な作者としてこき下ろしましたので、その悪評を鵜呑みにした日本近代の文学者たちが定着させてしまったのです。だから『浮世風呂』という有名な著作の作者であるにもかかわらず、三馬の研究者はきわめて少なく、数えるほどしかおりません。

しかし『浮世風呂』も『浮世床』も、文化文政期の江戸を知る上で、こんなに貴重な史料はありません。内容は江戸っ子に対する励ましの書です。庶民の浮世である銭湯の中での会話を通して、「江戸とはいいところだ」「こんなにいいんだ」という理由をいろんな角度から分かりやすく訴えた江戸論は、薄っぺらな賛美論でもなく、江戸っ子へのサービスでもありません。江戸という巨大都市を全国市場の中に位置づけた見事なまでの江戸論であると言ってよいかと思えます。

また女湯の巻は、女性に読ませるために描かれた最初の小説で、事実読者の大半は女性でした。そしてそこで展開される会話が、文化文政期の江戸の女性たちの中でなにが話題かを取り上げられていて、しかも話題にしばしば登場するのが子どもたちの教育問題であったことが分かるなど非常に興味深いものばかりです。

式亭三馬は、江戸を離れたことは一度もありませんから、各地への旅に明け暮れた十返舎一九作の『東海道中膝栗毛』とは全く逆なのです。私は一九の『東海道中膝栗毛』を、多くの近世文学者とは異なり高く評価しません。色気と食い気だけの卑俗な旅の文芸でしかないと思っております。もっとも双方とも良く読まれて、読み捨てられてしまったため、現在にまで残っているのは、わずかしかありません。とくに『浮世風呂』は、初版本が一冊しか残っておりませんし、しかも最近発見されたので、岩波書店では、再版本を使った『日本古典文学大系』に代わって『新日本古典文学大系』で初版本を紹介するほどです。こんな事実を知っていれば、文化文政期の文化で、「滑稽本は読み捨てられてしまうほど庶民に人気があったんだ」と、授業をもっとリアルにできるのにとおもいます。

それからずっと前に、小林一茶の俳句を史料として彼の生きた時代を描いた『一茶の時代』（校倉書房、1988年）という本を書きました。信州に生まれた一茶は生涯で2万句以上の俳句をつくった稀有の俳人ですが、すべて活字になって読むことができます。『一茶全集』全8巻（信濃毎日新聞社）に収められております。長野県人はみんな芭蕉や蕪村と並ぶ偉大な俳人で、国語の授業を通して、慈愛に満ちた俳句をたくさん詠んだ俳人と教えられ、そう信じてきました。ところが小林一茶の俳句の中には、彼が生きた時代の社会や政治を詠んだ俳句がいっぱいあったのです。たとえばこんな俳句があるのです。

世直しの竹よ小藪よ蟬時雨　文化六年　（「文化六年日記」）
世直しの大十五夜の月見かな　文政九年　（「文政九・十年句帖」）

こんな句は文学全集や句集には載ることはありません。「世直し」なんていう危険な言葉をそのまま使った俳人は一茶しかおりません。芭蕉の正風のように俗談平語を駆使するといっても、ここまで通俗的な言葉を平気で使う俳人も稀有だと思います。もっと政治的な句を紹介すれば

春風の国にあやかれおろしや舟　文化元年　（「文化句帖」）
けふからは日本の雁ぞ楽に寝よ　文化六年　（「七番日記」）
おくえぞや仏法わたる花も咲　文化九年　（「株番」）
桜さく大日本ぞ日本ぞ　文化十一年　（「七番日記」）

というような句も数多く詠んでいるのです。最初の句は有名なロシア・アメリカ総支配人レザノフが率いるロシア船が長崎に来航したときに詠んだ句ですし、二番目はシベリヤからの渡り鳥にまで日本の優越性を誇示した句です。そして三番目は、ロシアと日本が緊張関係に入り前線として蝦夷地のアイヌたちへの同化政策を断行したときに詠んだ句です。最後はこれほどまでの日本覇権だったことを

示す句です。

しかしこんな句は、長野県の人たちは見向きもしません。やさしい一茶のおじさんのイメージから抜け出したいくないのです。その点は、私がこんな生々しい一茶像を描いてみても、青木は一面的だと頑なに、慈愛に満ちた一茶像を守り抜こうとしております。

『浮世風呂』も『一茶全集』も、誰でも読むことができます。多くの図書館に開架されておりますが、一度評価が決まってしまうと、その印象からなかなか抜け出せないものですから、そこからしか三馬の作品を読もうとしないし、一茶の句も「痩せ蛙負けるな一茶ここにあり」というような句ばかりを詠んだと思ってしまうがちです。しかしそうではないのです。

文学作品などを歴史の史料として使うことにすごい抵抗感があります。それは作者の仮説が入っているからで客観性が損なわれていると見るからです。そしてずっと古文書類が一級史料で、日記のような記録類は二級などというレッテルが貼られてきました。果たしてそうでしょうか。歴史像を深め豊かにするには、人々の心象にまで深入りしなければなりません。公的記録が多い古文書類から、農民や町人たちの息遣いを感じるような文章に出会うことはまずありえません。そんな時こそ人々の心象にまで立ち入り、暮らしの隅々を描く文芸作品を史料として活用すべきだと思います。なぜなら三馬も一茶も文化文政期に生きた時代の子なのです。時代を反映しない作品など描くはずがないからです。

最後にもう一つ言っておきたいことがりあます。『詳解日本史』の近世から近代への移行期の部分に、こんな史料が掲載されております(223ページ)。

ペリー来航を予告する和蘭別段風説書

- 一、北アメリカ蒸気船仕掛けの軍艦シュスクガンナ、右船将アウリッキ、……当時唐国海にまかりあり候、
- 一、一説には、右船々使節を江戸に差越し候命を請け候よしにこれあり候、
- 一、当時の説にては、船将アウリッキ使節の任を船将ペルレイに譲り、かつ唐国海にまかりあり候、

という史料です。この史料は嘉永5年(1852)に長崎のオランダ商館が幕府に提出した「別段風説書」の一部を紹介し、浦賀奉行所をはじめ江戸湾沿岸の防備に当たっていた諸藩などに通達された文書の抜粋です。この史料は私たちが編集した『詳解日本史』にしか載っておりません。

じつは、多くの国民は「太平の眠りをさます上喜撰たった四盃で夜も眠れず」というあの有名な狂歌に代表されるように、アメリカ東インド艦隊司令官ペリーが、なんの予告もなく突然江戸湾内深く進入し、砲艦外交によって日本に開国を迫ったというように学んできましたが、そうではなかったことを知って欲しいからです。

この事実は、日本が不平等条約を撤廃させた条約改正まで伏せられておりました。幕府にとって大変な落度だったからです。そして条約改正にこぎつけてまもなく一時大きな話題になりますが、またすぐ外交史から消えてしまい、ペリーの国際関係を無視した砲艦外交だけがクローズアップされるよ

うになっていきました。それは日米関係が嫌悪になり鬼畜米英観が広まると同時に、ますます国際関係を無視した大国の横暴、つまり「無礼な国」だと宣伝するために、突然説が有効だったからです。そしていつしか、多くの国民はそう思うように仕向けられ、この狂歌の通りだと思い続けてきたのでした。

しかし本当は違っていたのです。幕府はオランダ商館に対して、アヘン戦争以後、通常の風説書（「和蘭風説書」）に対して、もっと詳細な世界の情報を提供せよと命じ、「別段風説書」を提出させるようになりました。じつはその嘉永5年（1852）版に、アメリカ政府からオランダ政府宛てのペリー来日の情報が記されていたのです。これは日本との貿易を独占していたオランダ商館にとっても、その独占が崩れるかもしれない重要な情報でしたので、オランダ政府は、いち早く日本との間に通商条約を締結して貿易の独占権を維持しようとしたのです。ですからこのペリー来日情報とセットで「日蘭通商条約」なる条約案を用意し幕府に提出しました。しかし幕府はそれを一顧だにせず、握りつぶしてしまったのです。

じつは、この日蘭通商条約案には、最恵国待遇に関する条項から、後に不平等条約と気づき、その改正のために膨大な時間を要した治外法権、関税自主権に関する条項が全部入っていたのです。もし時の商館長クルチウスと幕府が、この条約案を検討していれば、不平等条約の締結を免れたのかもしれないなかったのです。

しかも幕府は、この情報を浦賀奉行や江戸湾防備にかかわっている諸藩にしか流しませんでしたので、最初にペリー側と直接交渉に当たった人物も知りませんでした。アメリカ側からすでに前年オランダを通じて知らせてあると伝えられ、驚き嘆くのでした。当然人民にも全く教えなかったのです。

「別段風説書」に書かれていた来航予定時は嘉永6年（1853）4月でした。しかし4月になって5月になっても来ないので、この情報は怪しいと思われるようになりました。三浦半島のほとんどの警備に当たっていた彦根藩は、一安心していました。なぜなら、来航に備えてなんの防備もしていなかったからです。当時藩主の井伊直弼には、沿岸防備の家臣から鉄砲はあるが錆ついていて砲弾が通らない、大砲はあるが砲台を運ぶ台車がないなど、無い無いづくしの報告が届いていたからです。そんなところ6月、2隻の蒸気船と2隻の帆船が猛烈なスピードで江戸湾内に侵入してきてあっと驚くことになったのです。

じつはこのようにペリー来航は事前に幕府や特定の諸藩には知られていたのです。この情報を無視し墓穴を掘った責任逃れのために、何も知らない人物が「たつた四盃で夜も眠れず」と詠んだ狂歌で、突然やってきたという詭弁を弄するのは、まったくおかしいのです。

私たちは、通説と思われることを、もう一度疑ってかかるべきだと思います。またなんで歴史から消えてしまったのか、ということもその事情や背景を見直してみる必要があるように思います。

おわりに一画期的な展示に感動ー

最後になりますが、そんなことをしみじみ思ったのは、日本の近代科学の幕開けである『解体新書』が、今回の展示会で堂々とメインになり、それを拝見できたからです。そして今回の展示の面白さはどこにあるかといえば、次のような点にあります。

私は職業柄さまざまな企画展を参観しますが、いつも不満に思うことがあります。しかし今回はそれを満たしてくれました。なぜかと申しますと、普通、展示ケースの中に納まっている目当ての書籍は、見開き2ページしか見ることができません。この次のページにはどんなことが書かれているのかとか、どんな絵が描かれているのかなと想像をめぐらせますが、残念ながら絶対に見ることなどできません。その結果ものすごく欲求不満になるのです。肝心なところだけちょっと開いて見ればいいなんて、主催者はどうして考えるのかと思ってきました。

しかし今回の企画展では、次に「どんなこと書いてあるの？」という見る側の気持ちを満たしてくれる、新たな試みがなされていたのです。じつは展示物の全頁のカラーの写真版がケースの外に置かれていて、すべてを眺め読めることができるようになっていたのです。館員の誰かが参観者の気持ちを察してくれたのです。すばらしい試みです。複製でもいい、読んでみたい日記の中身を開いて見たいと思うのが人情です。その点で画期的な展示法だと思いました。ちょっとの費用で参観者を満足させられる典型的な展示方法だったからです。当たり前のように見えますが、なかなか実現しないのが現実なのです。

もっともこうした試みは、平成12年(2000)3月に国立歴史民俗博物館が開いた「地鳴り山鳴り」という近世・近代の民衆運動を取り上げた企画展ですで行なわれております。それは天保11年(1840)に出羽国鶴岡藩で起こった三方領知替え反対一揆の全過程を描いた絵巻物「夢の浮橋」三巻(鶴岡市致道博物館蔵)80場面すべて紹介するという大胆な試みです。しかしこれは絵巻物なので何十メートルあろうとも、それを広げられる展示ケースが用意できれば可能です。その点で冊子物である「解剖図」は、今回のような方法でしかできません。

繰り返しいいますが、実物を見る、手に触れる、これが歴史学研究のもっとも重要な方法の一つです。それは複製技術が格段の進歩を遂げた昨今は、複製品で代替できるまでに至っております。ぜひ参観者を満足させ、次の展示会にも足を運んでみたい気持ちを起こさせるような活動を期待したいものです。

本日は拙い話しかできませんでしたが、教科書執筆から離れて年月が経ってしまった私には、これが精一杯です。そんな話を最後までお聞きいただきありがとうございました。

〔付記〕本稿は平成20年8月31日に、福井県立図書館多目的ホールで行なわれた講演会「教材で使う史料、学んでほしい史料」の講演録を加筆・修正したものです。